

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【公表番号】特表2014-500122(P2014-500122A)

【公表日】平成26年1月9日(2014.1.9)

【年通号数】公開・登録公報2014-001

【出願番号】特願2013-545604(P2013-545604)

【国際特許分類】

A 46 B 17/02 (2006.01)

A 46 B 17/08 (2006.01)

【F I】

A 46 B 17/02

A 46 B 17/08

【手続補正書】

【提出日】平成26年12月8日(2014.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電動歯ブラシと前記電動歯ブラシのための充電システムとの組み合わせであって、

前記組み合わせは、凹状の上面部を持つ基部ユニットを有し、前記上面部の内面のまわりに充電コイルが巻き付けられ、前記基部ユニットは電源に接続可能であり、前記基部ユニットは更に前記基部ユニットの上端において外縁部を持ち、

前記組み合わせは更に、前記基部ユニットの前記凹状の上面部及び前記基部ユニットの上端の前記外縁部に嵌合するように構成された凸状の外側底面を持つすぎ容器を有し、前記嵌合により前記凸状の外側底面が前記巻き付けられた充電コイルへと延在し、前記すぎ容器は、垂直から0°乃至45°の範囲内の角度で前記すぎ容器内に歯ブラシを保持するように構成された凹状の内側底面を持つように成形され、前記容器は、前記歯ブラシが前記容器内に置かれたときに前記歯ブラシを傾いた角度で保持するように構成された側面を持ち、前記容器は更に、前記基部ユニット及び前記歯ブラシの柄部分に対して、前記歯ブラシの柄におけるピックアップコイルと前記基部ユニットにおける充電コイルとの間ににおいて電動歯ブラシの充電が起こるように構成された組み合わせ。

【請求項2】

前記すぎ容器は、前記基部ユニットの上面の構成及び寸法に略合致する底面の構成及び寸法を持つ、請求項1に記載の組み合わせ。

【請求項3】

前記すぎ容器はガラスでできている、請求項1に記載の組み合わせ。

【請求項4】

前記すぎ容器はプラスチック材料でできている、請求項1に記載の組み合わせ。

【請求項5】

前記すぎ容器は、前記歯ブラシが前記容器の前記凹状の内側底面に置かれたときに前記歯ブラシが垂直から約28°の角度となるような内部構成を持つ、請求項1に記載の組み合わせ。

【請求項6】

前記歯ブラシは、前記歯ブラシの下端に配置されたフェライト磁心を持ち、前記ピック

アップコイルは、前記フェライト磁心を囲むボビン部材のまわりに巻き付けられた、請求項1に記載の組み合わせ。

【請求項7】

前記充電コイルと前記ピックアップコイルとの間の充電距離は約24mmである、請求項1に記載の組み合わせ。

【請求項8】

前記容器は、前記充電システムの凹状面に隣接する下端において約3mmの厚さを持つ、請求項1に記載の組み合わせ。

【請求項9】

前記充電コイルの高さは約9mmである、請求項1に記載の組み合わせ。

【請求項10】

前記ピックアップコイルは約60の巻数を持ち、前記充電コイルは約41±10の巻数を持つ、請求項1に記載の組み合わせ。

【請求項11】

前記充電システムは、使用時に反対の面に載置される前記外縁部から底部基部要素面まで下向きに延在する基部を持つ、請求項1に記載の組み合わせ。

【請求項12】

前記充電コイルと前記ピックアップコイルとの間の充電距離は、15乃至35mmの範囲内である、請求項1に記載の組み合わせ。